

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月
② 昭和 60 年 12 月及び 61 年 1 月

私は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入後、52 年 1 月に付加年金の加入申出をして以来、定額保険料及び付加保険料を納付し続けたのに、申立期間①の定額保険料及び付加保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入後、任意加入期間中における 3 回の住所変更手続を適切に行っている上、52 年 1 月に付加保険料納付の申出を行った以降は、申立期間①及び②を除き、任意加入期間中の国民年金保険料は付加保険料を含めて全て納付しているなど納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①は 1 か月と短期間であることから、申立期間①の保険料は付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、A 市が保管する国民年金保険料収納一覧表の昭和 60 年度収納記録によると、付加保険料を含めて保険料が未納と記録されているとともに、オンライン記録によると、申立期間②の定額保険料は過年度納付されていることが確認できるが、付加保険料は定額保険料を納期限内に納付した場合に納めることができるものであることから、申立期間②の付加保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から60年2月まで
② 平成3年1月
③ 平成3年5月から同年8月まで

私は、会社を退職後、子供が小さかったので国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を妻が納付した。加入手続を行ったときに交付された年金手帳には、国民年金に加入した日が記載され、A市の押印もあるのに、年金事務所から申立期間の国民年金被保険者記録が無いと回答されたことは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の記号番号は、平成4年5月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであり、前後の記号番号の被保険者の資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は5年4月頃に行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間③は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、平成5年5月11日に申立期間③の保険料を過年度納付している上、申立人の加入手続を行った同年4月以降の保険料は夫婦二人分の保険料を同日に納付していることを考慮すると、申立人の申立期間③の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、加入手続を行った時点で、当該期間の保険料は時効により納付することはできない期間である上、オンライ

ンシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び②の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3974

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月

私は、当時は学生だったので、父がA町（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。平成3年7月について未納と記録されていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時は学生であり、その父が国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、学生が国民年金の強制加入被保険者とされたのは、平成3年4月1日以降であるが、申立人は、同年3月31日に国民年金に任意加入し、同月の国民年金保険料を納付しており、申立人の父の納付意識の高さが認められる。

また、A町の国民年金被保険者名簿には、申立人が平成3年8月2日にC区へ転出したことが記載されていることから、申立期間の保険料はA町で納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、オンライン記録において、申立期間の前後の保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立期間についても申立人の父が納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から11年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫が毎月納付していたはずであり、平成10年分及び11年分の所得税の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料の金額が記載されているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の夫が納付してくれたと申述しているところ、申立人の夫が提出した平成10年分及び11年分の所得税の確定申告書(控)には、社会保険料控除欄に国民年金保険料の金額が記載されており、その金額は申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致している。

また、申立人の夫から提出された平成7年以降の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料の金額は、申立期間を除き、オンライン記録で確認できる申立人及びその夫の保険料納付状況とおおむね一致しており、これらの確定申告書(控)の記載内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人の夫は申立期間の保険料を納付している上、申立人及びその夫の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料は納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

私は、昭和44年11月に結婚して、55年2月に国民年金の任意加入手続きを行ったときに5年前まで遡って国民年金保険料を納付することができることと聞き、飽くまでも任意加入期間中の1年2か月分の保険料を納付したつもりでいたが、領収証書の納付期間が40年2月から41年3月までとなっており、疑問に思っていたところ、今になって還付通知を受けたことが納付できないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料領収証書から、申立人が昭和55年2月28日に第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立期間は本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の14か月のうちの3か月については特例納付が可能であった期間の44年8月から同年10月までに充当され、残りの11か月については、平成22年6月17日付けで還付決議が行われている。

しかしながら、申立期間のうちの11か月については、厚生年金保険被保険者期間であり納付済みとすることはできないが、当該期間は既に脱退手当金が支給済みとされ、年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が保険料を納付してから既に30年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民

年金の受給期待権は尊重されるに値し、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、保険料の納付を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から6年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成6年3月31日から同年5月9日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月9日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月及び同年4月の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から6年3月31日まで
② 平成6年3月31日から同年5月9日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が11万8,000円になっているが、実際は以前と同額の26万円であった。また、申立期間②については、同社に平成6年5月8日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成6年5月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その約1か月後の同年5月9日付けで、4年10月1日及び5年10月1日の定時決定（いずれも26万円）を取り消し、4年4月1日に遡って11万8,000円に減額訂正処理した上で資格喪失日を6年3月31日とする処理を行っていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成6年5月9日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正が行われている者が31人、資格喪失日を同年3月31日とする処理が行われている者が28人確認できる。

さらに、A社の経理担当者は、「申立人は、平成6年3月31日まで勤務し、多分、同年3月分の厚生年金保険料も控除したと思われる。」と供述している上、申立人と同様に6年5月9日付けで資格喪失日を同年3月31日とする処理が行われた元同僚から提出された同年3月の給与明細書において、同年3月の保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、同年3月の給与が支給され、当該月の保険料が事業主により給与から控除されていたと考えることが自然である。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は申立期間に法人事業所であることが確認できることから、同社が適用事業所でなくなった平成6年3月31日において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、A社の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があった。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年5月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理及び被保険者資格喪失日を同年3月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日を標準報酬月額を遡及訂正処理日である同年5月9日に訂正し、4年4月から6年4月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年11月30日まで
私の平成5年1月1日から7年11月30日までの期間に係る標準報酬月額が知らないうちに引き下げられていたので、調査の上、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年11月30日）の後の同年12月4日付けで、5年1月1日に遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び元役員一人についても、平成7年12月4日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、上記元役員は、「申立期間当時、当該事業所は社会保険料を滞納しており、滞納額を減らすために自分が標準報酬月額の減額処理の手続を行った。」と供述している。

なお、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚は、「申立人は、B（業務）を担当していたので、社会保険事務には関与していない。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円と訂正することが必要と認められる。

千葉厚生年金 事案 4213

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年4月10日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月10日から6年12月21日まで
私は、A社に勤務していた期間において、実際にもらっていた給与は15万円前後であったが、申立期間の標準報酬月額が給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額になっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年4月10日から6年10月1日までの期間について、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、5年4月から6年3月までは14万2,000円と記録されていたが、同年4月26日付けで、5年10月1日の定時決定が取り消され、同年4月に遡って8万円に減額訂正され、6年9月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所においては、平成6年4月26日付けで複数の元従業員の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる上、当該事業所に係る滞納処分票により、当該期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間の給与支給額を確認できる給与明細書等を所持していないが、申立人同様、平成6年4月26日付けで5年1月に遡って標準報酬月額が訂正された元従業員から提出された給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について5年4月10

日に遡って標準報酬月額が減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年4月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、14万2,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年10月1日から同年12月21日までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、遡って訂正されたなどの不合理な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保有していないため、申立人の当該期間における保険料控除額を確認することができない。

さらに、当該事業所において、元従業員が所持する当該期間の給与明細書により、保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できることから、当該期間に係る申立人の保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高い事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和35年4月にB社に入社し、36年6月1日から48年9月30日までA社に出向していた。同年10月1日にB社に復職した際の、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年9月30日と記録されており、同年9月が厚生年金保険に未加入の期間となっていることは納得ができないので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及びA社の事業主回答書から判断すると、申立人はB社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和48年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、C厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届における資格喪失日が昭和48年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成19年7月10日支給の賞与について、年金事務所に標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、平成19年夏期賞与支給明細により確認できる保険料控除額から、32万2,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年1月31日まで
私は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が24万円であるべきところ、12万6,000円となっていることに納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年12月まで24万円と記録されていたが、6年1月18日付けで、4年7月に遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。既に同一事業所で同一年月日の遡及訂正処理について、合理的な理由が無く、有効な記録訂正とは認められないとして、事業主が当初届け出た標準報酬月額に再訂正されていることから、年金事務所において、申立人についても23年7月26日付けで、4年7月から5年9月までの標準報酬月額を事業主が当初届け出た24万円に職権訂正されていることが確認できる。

一方、申立期間について、当該事業所は、申立人に係る平成5年10月1日の定時決定の届出を行っていなかったことから、上記遡及訂正処理を行った翌日の6年1月19日付けで、遡って5年10月1日の標準報酬月額を当該遡及訂正と同じ12万6,000円としているが、有効な記録訂正とは認められない6年1月18日の遡及訂正処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、5年10月1日の定時決定は有効な処理であったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において平成6年

1月19日付けで行われた5年10月1日の定時決定に係る処理は有効な処理であったと認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA（機関）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成16年6月21日、資格喪失日が21年9月1日とされ、当該期間のうち、16年6月21日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格取得日を同年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月21日から同年7月1日まで

私は、平成16年4月12日からA（機関）B事業所に勤務し、同年7月支給の給与から同年6月分の厚生年金保険料を控除されている。23年5月20日に厚生年金保険被保険者の資格取得日を16年7月1日から同年6月21日に訂正する届出が事業主から年金事務所に提出されているので、年金給付に反映されるよう被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA（機関）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年6月21日、資格喪失日が21年9月1日とされ、当該期間のうち、16年6月21日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録とされている。

しかしながら、事業主の証言、申立人から提出された平成16年6月21日以降のタイムカード、事業主から提出された同年の賃金台帳及び申立人

から提出された同年7月の給与支給明細書から判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与支給明細書から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年10月1日まで
私のA社に係る年金記録の標準報酬月額は、平成10年10月から11年9月までの期間について30万円となっているが、当該期間の給与支給額は36万円以上であり、それに見合う厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を実態に合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月31日は15万円、同年12月28日は30万円、19年12月28日及び20年7月31日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成17年12月28日
③ 平成19年12月28日
④ 平成20年7月31日

私の年金記録では、平成17年7月、同年12月、19年12月及び20年7月に支給された賞与に関して記録が無いが、そのときの賞与明細書を添付するので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、平成17年7月31日は15万

円、同年12月28日は30万円、19年12月28日及び20年7月31日は62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3977（事案 1211 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私の年金記録では、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、社会保険事務所（当時）又は市役所から保険料を還付する旨の連絡を受けたことは無く、保険料の還付請求を行っていないので還付金は受け取っておらず、保険料を還付してほしいので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちの昭和 53 年 4 月を含む前回申立て（38 年 4 月から 51 年 8 月までの期間及び 52 年 7 月から 53 年 4 月までの期間）については、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 6 月頃に払い出されており、第 3 回目の特例納付期間の最終納付期限が同年 6 月 30 日であることから、申立期間の保険料を 3 年から 4 年かけて納付したとする申立人の申立内容は不自然であること、ii) 申立期間は 171 か月と長期間であり、金融機関及び行政機関がこれだけ長期間の収納事務を続けて誤ることは考え難いこと、iii) 申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立期間のうちの昭和 53 年 4 月に、新たに同年 5 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 54 年 3 月までの期間を加え、当該期間の保険料を還付するよう再申立てを行っているが、申立期間①は 55 年 8 月に、申立期間②のうち 53 年 10 月から同年 12 月までの期間

は 56 年 3 月に、54 年 1 月から同年 3 月までの期間は 56 年 7 月に、それぞれ納付期限経過後の納付であり、これらの保険料の還付決議は 3 回行われているところ、3 回とも申立人に対し還付請求に係る通知がなされなかったとは考え難い。

また、当時の特殊台帳には保険料の還付期間、還付金額など還付処理されたことが明確に記載されており、記載内容は不合理な点が見当たらないことから、申立期間に係る保険料は適切に還付されたものと推定することができる。

さらに、申立人の申立内容は保険料還付を受けていないというだけの主張であり、具体的に還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年5月までの期間及び平成2年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から60年5月まで
② 平成2年6月から同年12月まで

年金事務所が管理する私の年金記録のうち、申立期間については、国民年金に未加入の期間と記録されているが、私は、申立期間の国民年金保険料を全額納付した記憶があるので納付することができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料を納付した事実は記録されていない。

また、オンライン記録では、申立人は、昭和58年10月1日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、60歳以降の平成3年2月2日に任意加入被保険者資格を再取得したものの、同年5月30日に当該資格取得を取り消されていることが確認できることから、申立期間はいずれも国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人から具体的な説明を得ることができないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年9月までの期間及び7年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年9月まで
② 平成7年1月から同年6月まで

私は、平成4年10月にA県にあった会社を退職し、実家のあるB市へ戻り、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、B市内及びC市内の金融機関で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付した。私の申立期間の年金記録が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は無い上、オンライン記録では、申立期間①直後の平成6年10月から同年12月までの保険料は8年11月13日に、申立期間②直後の7年7月から8年11月までの保険料は9年8月14日に、それぞれ過年度納付されていることが確認できることから、それぞれの納付日時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかった事情がうかがえる。

また、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況を聴取することができないことから、申立期間の保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3980

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 63 年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 63 年 12 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで

私は、昭和 60 年又は 61 年頃、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、初めの 2 年は 14 万円から 18 万円ぐらいをまとめて納付し、その後は順次納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年又は 61 年頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が A 市に提出した「国民年金加入届」には、平成元年 7 月 6 日付けの届出日の記載が確認できることから、申立人の申述と相違が認められ、当該届出日時点では、申立期間①の過半に当たる昭和 62 年 5 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、平成 3 年 3 月 30 日に同年 1 月から同年 3 月までの期間の重複納付した保険料が昭和 64 年 1 月から平成元年 3 月までの期間に充当処理されるまでは、申立期間を含む昭和 58 年 8 月から平成 2 年 3 月までの期間は、一連の長期未納期間であったことが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から54年3月まで

私は、申立期間当時学生で、自分で国民年金保険料を納付する余裕が無く、父が国民年金の加入手続を行い、卒業するまでの申立期間の保険料を納付してくれた。卒業後は、父から手渡された納付書で自分の責任で納付したのに、申立期間が未納となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の記号番号は、昭和55年3月17日に社会保険事務所（当時）からA市へ払い出された記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年4月頃に行われたと推認され、この時点を基準にすると、申立期間のうち52年11月及び同年12月の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納と記録されており、申立期間に係る保険料が過年度納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3982

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 58 年 11 月に婚姻後、すぐに夫が会社又は市町村を通じて加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと夫から聞いているのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和 58 年 11 月に申立人の夫が会社又は市町村を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の記号番号は、61 年 3 月 25 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の加入手続は、同年 8 月 14 日に行われ、その際、同年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者の資格を取得したことが記録されており、申立人の所持する年金手帳の記載及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、「夫は、国民年金の加入手続を会社又は市町村を通じて行ったが、加入手続を行った時期など詳細は記憶していない。」と述べて

おり、申立期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3983

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の国民年金については、時期は定かでないが、父が加入手続きを行ってくれ、遡って国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和53年2月に行われたものと推認できるところ、申立人は、加入手続きをした父が申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、同時点では、申立期間の保険料は時効により過年度納付をすることはできず、第3回特例納付（53年7月から55年6月まで）は開始されておらず、特例納付をすることもできない上、申立人の特殊台帳に特例納付が行われたことを示す記載は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父は既に死亡していることから、保険料の納付方法及び納付時期等について確認することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から60年6月までの期間及び63年10月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年8月から60年6月まで
② 昭和63年10月から平成2年2月まで

私は、昭和55年8月頃に国民年金の加入手続を行い、同年8月から60年6月までの期間及び63年10月から平成2年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和55年8月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録から、申立人の加入手続が行われた時期は62年8月頃であると推認でき、同時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②直後の平成2年3月の保険料が4年4月に過年度納付されていることが確認でき、同時点では、申立期間②の保険料は時効により納付できない。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額等の記憶が不明瞭である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私の父は、A 市で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚し B 市に転居してからは、義父が私と夫と義父の 3 人分の保険料を一緒に納付してくれていたため、申立期間について私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の義父が家族 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間①直前の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 60 年 1 月に、申立期間②直前の 60 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 62 年 7 月に、それぞれ過年度納付されていることが確認できるが、申立人の夫は、これらの期間をいずれも現年度納付していることが確認できることから、当時、家族 3 人分の保険料を一緒に納付していたとは推認し難い。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義父は、申立期間の保険料の納付方法、申立期間直前の過年度納付を行った経緯及び過年度納付に係る納付方法等について記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3986

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年12月まで

私の母は、昭和43年*月*日にA町役場(当時)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。両親、兄及び兄嫁の分と一緒に、私の保険料も納付したと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の両親、兄及び兄嫁の分と一緒に納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和59年6月28日に社会保険事務所(当時)からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年11月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、この時点で43年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、加入手続を行った59年11月を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、36か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほか

に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から52年8月まで

私は、申立期間当時学生で、両親及び兄と同居していた。両親は国民年金制度が始まったときから国民年金保険料を納付しており、兄は昭和47年9月に加入したときから保険料を納付している。当時、父が家族の国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたが、申立期間について、ほかの家族は納付済みとなっているのに私だけが未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるどころ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとするその父は既に死亡しており、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間は60か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3988

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

私は、昭和 63 年 3 月末に会社を退職してすぐに、A 市から当時両親が住んでいた B 市に転居したため、国民年金の加入手続をいつどの場所で行ったかは定かではないが、親に勧められ手続を行った。その後、母から結婚前に身辺整理をした方が良いと言われ、結婚をする平成 2 年 10 月の前に申立期間の一部の国民年金保険料として約 10 万円を納付した。残りの未納分は同年の冬か 3 年の夏のボーナスから約 10 万円を納付したはずなので、確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚をする前に申立期間の一部の国民年金保険料として約 10 万円を納付し、申立期間の残りの未納分は結婚後、平成 2 年の冬か 3 年の夏のボーナスから約 10 万円を納付したと主張している。

しかし、申立期間は、基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録によれば、申立人が初めて第 3 号被保険者となった日、平成 2 年 6 月 1 日の国民年金被保険者の資格喪失日及び 11 年 2 月 1 日の資格取得日の処理日がいずれも 12 年 4 月 13 日となっていることから、同年 4 月頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、この際、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 63 年 4 月に遡って国民年金被保険者の資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当

時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成 12 年 4 月を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月及び同年8月

私は、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は自分で納付した記憶があり、その後は母に納付してもらった。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自分で納付した記憶があると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、平成7年8月から同年9月頃までに払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたことが推認できるが、申立人の母から提出された家計簿には、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記載は無く、申立期間直後の5年9月から同年12月までの保険料を7年10月27日に納付したことが記載されており、その納付日はオンライン記録と一致していることから、その時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3990

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月及び同年 3 月

私は、平成 15 年 9 月頃、A 社会保険事務所（当時）から同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が未納となっていると連絡があり、保険料納付の案内が送られて来たので、B 町役場に電話して確認したところ、申立期間の保険料は納付済みとの回答を受けた。しかし、21 年 4 月に年金事務所に申し込んだ年金記録照会についての回答では、納付事実を確認できないとのことだったので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 15 年 9 月頃、A 社会保険事務所から国民年金保険料の未納の連絡があり、保険料納付の案内が送られて来たので、B 町役場に電話して確認したところ、保険料は納付済みとの回答を受けたと主張しているが、14 年 4 月に保険料の収納事務は市町村から国へ移管されており、オンライン記録では申立期間は未納と記録されている。

また、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号に統合されていない記録が生ずる可能性は極めて低い上、14 年 4 月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務所理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等があったとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4220 (事案 2733 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 28 日から同年 6 月 11 日まで

前回の申立ての結果、私の A 事業所における昭和 39 年 2 月 28 日資格取得、同年 6 月 11 日資格喪失の船員保険の記録が認められたが、併せて妥当とされた標準報酬月額 1 万 4,000 円について納得できない。私が船主と交わした契約では給与は全て込みで月額 6 万円であったので、申立期間当時の船員保険の最高等級に相当する 5 万 2,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B (業務) における休業時期と申立人の船員手帳に記載されている雇止めの時期及び理由が符合することから、申立人は船員手帳に記載されている期間、A 事業所所有の「C 丸」に D (職種) として乗船していたことが認められる上、社会保険事務所 (当時) における記録管理に不備があったことがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 24 日付けで船員保険の記録を訂正することが必要であり、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳から確認できる給与額により、1 万 4,000 円とすることが妥当であるとす通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「当時、船員手帳の給料欄の記載と実態とは異なっており、当時の船主は、D (職種) を確保するため給料面で優遇していて、私と船主の口頭契約では給与は全て込みで月額 6 万円であった。」と主張しているところ、申立期間当時の船舶所有者は既に死亡し、当時の関係資料の所在は不明であることから、申立期間において申立人が主張する船員保険料の控除があったか否かについて確認できない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 7 日から 40 年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 2 月 25 日まで

ねんきん定期便を見ると、私がA社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①から④までの期間、及びC事業所に勤務していた申立期間⑤の標準報酬月額が直前の期間の標準報酬月額と比べて低くなっている。当時、降格や減俸になった記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までの期間については、B社は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①から④までにおける給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社D支店及び同社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚は、「自分のA社における厚生年金保険の記録に誤りは無い。」と供述している。

さらに、申立人は、A社の「人事異動歴照会」を提出しているが、当該資料では申立人の給与支給額及び保険料控除額は確認できず、ほかに申立期間①から④までにおいて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間⑤については、C事業所から提出された平成12年7月から14年3月までの申立人に係る給料関係資料により、13年10月の標準報酬月額算定の基礎となる同年5月から同年7月までの給与支給額の平均が41万5,000円であり、41万円の標準報酬月額に相当すること、及び同年10月から14年1月までの給与から41万円の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、C事業所のF（役職）は、「当時の担当者が亡くなっているため、詳細は不明であるが、平成12年6月にG（業務）を開業したので、その当時は非常に忙しく残業も多かった。その後は残業も減ったので、13年の定時決定で標準報酬月額が下がったのだと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、C事業所の職歴審査照会回答票で確認できる複数の元同僚は、「自分のC事業所における厚生年金保険の記録に誤りは無い。」と供述している。

このほか、申立期間⑤において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

私の夫は、転職する際に厚生年金保険加入期間の空白期間が無いようにしており、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているのはおかしい。申立期間は、A社に勤務していたはずなので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、前の会社を退職後すぐにA社に勤務した。私は昭和 43 年 2 月から夫と同居しており、その時点で既に勤務していた。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 43 年 11 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 43 年 11 月 1 日に資格取得している複数の元同僚に照会しても、申立人について具体的な証言は得られず、申立人の申立期間における勤務実態は不明である上、複数の元同僚は、「当該事業所で勤務した期間と厚生年金保険の記録は合っていると思う。」と供述している。

さらに、当該事業所は、平成 19 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 11 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 9 月 1 日から平成 11 年 10 月末日に定年退職するまで、A区BのC社に勤務したが、6年 10 月から退職するまでの厚生年金保険の標準報酬月額が減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 6 年 10 月から退職するまでの厚生年金保険の標準報酬月額が減額されていることは納得できない。」と主張している。

しかし、C社が申立期間当時加入していたD健康保険組合から提出された「健康保険加入状況記録」において、申立期間に係る申立人の当該事業所における標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、E社（C社を承継）は、「申立期間当時の給与明細書等の関連資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 8 月 15 日まで
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 7 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 10 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月 8 日まで
⑤ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
⑥ 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
⑦ 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①から⑦までに勤務したそれぞれの勤務先において、一貫してA（業務）、B（業務）及びC（業務）を担当し、給与計算事務及び社会保険関係事務も行っていった。申立期間①から⑦までの勤務期間中に標準報酬月額の等級が下がった記憶は無いので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者資格記録を有する複数の元同僚に照会し、6名から回答を得たが、いずれも当時の給与明細書は所持しておらず、記録されている標準報酬月額に相当する厚生年金保険料以上の額を控除されていたか否か確認できない上、そのうちの1名は、「昭和35年1月及び38年1月の給与支給額が記載された辞令を所持しているが、自分の標準報酬月額の記録は納得できる。」と供述している。

また、D社は、平成9年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でな

くなっている上、元事業主は、「当社は平成9年に倒産し、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の関係資料は所在が不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の保険料の控除額について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬等級の変せん欄において記録の訂正などの不自然さは認められない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③及び④については、E社は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在が確認できないため、賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間③及び④における保険料の控除額について確認できない。

また、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、E社に係る被保険者名簿において、申立人と同様に昭和39年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している9名のうち、所在が判明した6名に照会し、4名から回答を得たが、給与明細書を所持している者はおらず、自身の標準報酬月額記録について、うち2名は不明と回答しているが、そのほかの2名は「当時の報酬額と大方一致している。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿により、当該9名の標準報酬等級の変せん欄を調査した結果、全員が昭和39年6月から同年8月までの間に標準報酬月額が随時改定により増額されているが、同年10月の定時決定において、申立人と同様に減額されている者が4名、変動の無い者が5名確認できることから、申立人だけが異なる取扱いとなっていた事情は認められない。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬等級の変せん欄において記録訂正などの不自然さは認められない。

このほか、申立期間③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間⑤については、F社は、「申立期間⑤当時の賃金台帳や源泉徴収票等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間⑤に係る保険料の控除額について確認できない。

また、F社に係る被保険者名簿により、申立人と同様に昭和45年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している80名のうち、資格取得時の標準報酬月額が申立人の記録と近い元同僚12名に照会した結果、回答があった9名のうち1名は、「当時の源泉徴収票の給与支給額を記録しているが、標準報酬月額の記録は納得できる。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報酬月額は、申立人と同様に昭和45年7月の随時改定で増額されているが、46年10月の定時決定により減額されていることが確認できることから、申立人だけが異なる取扱いとなっていた事情は認められない。

加えて、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額の変せん欄において記録訂正などの不自然さは認められない。

このほか、申立期間⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間⑥については、G社を退職後の申立人に係る雇用保険受給資格者証により確認できる離職時賃金日額から離職前6か月の報酬月額の平均を算出した額(22万1,190円)は、オンライン記録上の標準報酬月額(22万円)とほぼ一致する。

また、当該事業所に係る被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、標準報酬月額の変せん欄において記録訂正などの不自然さは認められない。

さらに、当該事業所は、申立期間⑥当時の賃金台帳、源泉徴収票等の資料は廃棄したと回答していることから、申立人の申立期間⑥に係る保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立期間⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑦については、H社は、「申立人は、当時の就業規則により、平成5年3月末日で定年となり、同年4月から給与を減額して再雇用した。そのため、同年8月1日に標準報酬月額の随時改定を行い、30万円の標準報酬月額に相当する保険料を控除していた。」と回答しているところ、当該事業所から提出された就業規則及び給与明細書(5年8月及び6年3月)の内容と符合する。

また、当該事業所が加入していたI健康保険組合から提出された申立

人に係る標準報酬月額記録及び当該事業所の社会保険関係事務を受託している社会保険労務士から提出された申立人に係る社会保険台帳の標準報酬月額記録は、オンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所退職後の申立人に係る雇用保険受給資格者証により確認できる離職時賃金日額から離職前6か月の報酬月額の平均を算出した額(31万680円)は標準報酬月額32万円(22等級)に相当するが、オンライン記録の標準報酬月額30万円(21等級)と2等級以上の差がないため、随時改定の対象とはならない。

加えて、申立人は、「当時、再雇用後の報酬がそれまでの報酬と同条件で再雇用することにより、職業安定所から会社側に助成金が支払われる制度があり、H社はその申請をしたと思う。」と主張しているが、J(機関)は、「指摘のあった制度は、「継続雇用制度導入奨励金」のことだと思うが、定年前の報酬と同条件での再雇用という制約は無い。」と回答している。

このほか、申立期間⑦について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 16 日から 31 年 10 月 5 日まで
私は、昭和 27 年 5 月 1 日から 33 年 3 月末まで A 社に継続して勤務をしていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「昭和 31 年の社員台帳において、同年 10 月 5 日から申立人の氏名が確認できることから、申立人が再就職していることは明白である。B（業種）においては一旦退職した事業所に再就職することはよくあることである。」と回答しているところ、当該事業所は申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 27 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得（健康保険の整理番号*）し、退職により 30 年 11 月 16 日に被保険者資格を喪失していること、及び 31 年 10 月 5 日に再度被保険者資格を取得（健康保険の整理番号*）していることが確認でき、健康保険の整理番号*から*までの間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人の A 社において取得した厚生年金保険被保険者記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、上記被保険者名簿と同様の経過が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 7 日から 56 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 55 年 7 月から約 1 年間、A社の工場で、B（職種）として勤務した。当時は高度成長期であったことから長時間の残業もあり、月給は 15 万円から 16 万円程度あったと思うので、標準報酬月額が 9 万 2,000 円と記録されていることに納得できない。当時の給与に見合う正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C（団体）から提出された申立人に係るD厚生年金基金の加入記録により、昭和 55 年 7 月 7 日の加入時の標準報酬月額は 9 万 2,000 円であることが確認できる上、A社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書（56 年 8 月 10 日付け）により、56 年 7 月 21 日の加入員資格喪失時の標準報酬月額は 9 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、資格取得時及び喪失時の標準報酬月額は、9 万 2,000 円であることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた 4 名及び申立人の資格取得日の前後に被保険者資格を取得した 5 名の元同僚（男性）について資格取得時とその直後の定時決定時の標準報酬月額を調査した結果、申立人と同じく資格取得日から直近の定時決定までの期間が短い 6 名には標準報酬月額の見直しは無く、また当該期間が長い残り 3 名のうち 2 名にも標準報酬月額の見直しは無いことから、申立人のみが異なる取扱いとなっていた事情は認められ

ない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私のA社に係る年金記録の標準報酬月額は、残業代が含まれておらず、基本給のみの額であると思う。申立期間当時は、昭和 43 年 4 月から残業があり、46 年 7 月からはほぼ連日の残業をしており、48 年には給与の合計は 12 万円ぐらいであったのだから、年金記録の標準報酬月額を実態に合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私のA社に係る年金記録の標準報酬月額は、残業代が含まれておらず、基本給のみの額である。昭和 43 年 4 月から残業があり、46 年 7 月からはほぼ連日の残業をしていたのだから、年金記録を実態に合った高い金額に訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人の申立期間当時の上司は、「申立人が同年 7 月からはほぼ連日の残業をしていた記憶がある。」と供述しており、申立人の主張と符合している。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の給与等に関する資料は廃棄しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答している。

また、当時の経理責任者は、「申立期間当時はタイムカードを使用しており、本人も確認でき、残業時間の報告があった場合は、2割5分の割増賃金の経理処理をして給与明細書に記載し、そこに記載された交通費等を含む合計金額に対応した厚生年金保険の手続をしていた。」と供述している上、元上司、元経理責任者及び申立期間当時に厚生年金保険被保険者期間を2年間以上有する6人の元女性従業員は、「A社に係る自分の年金記

録は標準報酬月額を含めて正しい。」と供述している。

さらに、B（団体）から提出された中脱記録照会（回答）により、申立人がA社において、昭和47年4月1日から49年1月1日まで加入していたC厚生年金基金における標準報酬月額の記録はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、標準報酬月額については、厚生年金保険法において、毎年定期的に行われる定時決定とは別に、被保険者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が著しい高低を生じた場合は、標準報酬月額を改定することができる」とされているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和44年7月に2等級、45年7月に4等級、46年7月に3等級、47年7月に4等級、48年7月に3等級と、それぞれ従前の標準報酬月額等級から上位等級へ改定が行われていることが確認できる上、43年10月及び45年10月には定時決定が行われており、当該標準報酬月額の改定に不自然さはいくつか見当たらぬ、記録訂正等の処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、口頭意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は認められず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

私は、保管していたA社での給与支給明細書を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額より多くの給与を支給されていたので、給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 3 月 1 日までの期間及び 13 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在が判

明しないため、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所が加入していたB健康保険組合から提出された被保険者台帳により確認できる申立人の平成13年10月から15年8月までの標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、オンライン記録において、申立人の申立期間において標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月又は同年 11 月頃から 58 年 4 月 10 日まで
私は、昭和 53 年 10 月又は同年 11 月頃に A 社に入社し、60 年 6 月 20 日に同社を退職するまで、正社員の B（職種）として継続して勤務した。しかし、この勤務期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、調査して、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る社員台帳により、申立人は、昭和 54 年 2 月 1 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主は、「申立期間当時の給与関係の資料は既に廃棄している。厚生年金保険に加入する届出をしていない者の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に保険料を納付するということは無い。」と回答している。

また、申立期間において当該事業所に勤務していた元同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入については、希望者のみを対象としており、多数の B（職種）は手取り給与が少なくなることを嫌って厚生年金保険の加入を希望していなかった。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は当該事業所において昭和 58 年 4 月 10 日に資格取得、60 年 6 月 20 日に離職したことが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、54 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、オンライン記録において、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。